

◎国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律

(平成一九年五月一日法律第三七号)

一、提案理由 (平成一九年三月二三日・衆議院外務委員会)

○麻生国務大臣

…………… (略) ……………

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案について御説明いたします。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の我が国による締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び国際刑事裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備する必要があります。この法律案は、そのための法整備を行おうとするものであります。

この法律案の主要点について御説明をさせていただきます。

第一は、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のため、各種の手続規定の整備を行うものであります。

すなわち、国際刑事裁判所に対する証拠の提供及び引き渡し犯罪人の引き渡しに関する規定並びに国際刑事裁判所の財産刑等の執行及び保全に関する規定を整備するほか、国際刑事警察機構を通じた国際刑事裁判所からの請求に応じるための規定などを整備することといたしております。

第二は、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則の整備を行おうとするものであります。

すなわち、国際刑事裁判所における偽証等の罪、国際刑事裁判所の職員の職務に関する贈収賄の罪などを新設することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

以上二件、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

二、衆議院外務委員長報告 (平成一九年三月二九日)

○山口泰明君 ただいま議題となりました国際刑事裁判所ローマ規程及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案について申し上げます。

本案は、国際刑事裁判所ローマ規程の締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備するものであります。

本案の主な内容は、

国際刑事裁判所に対する証拠の提供及び引き渡し犯罪人の引き渡しに関する規定等を整備すること、

裁判所の財産刑等の執行及び保全に関する規定並びに裁判所に対する国際刑事警察機

構を通じた協力に関する規定を整備すること、
裁判所における偽証等の罪を新設すること
等であります。

両案件は、去る二月二十七日に本院に提出され、三月二十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同月二十三日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、国際刑事裁判所ローマ規程は全会一致をもって承認すべきものと議決し、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年三月二八日）

国際社会全体の関心事でもある最も重大な犯罪を行った個人を処罰する国際刑事裁判所の設立は、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という観点から、極めて意義深いものである。現在、この裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪について管轄権を行使でき、定義等が整い次第、侵略犯罪についても管轄権を行使できることとされている。人道に対する犯罪には、「人の強制失踪」として拉致も含まれており、北朝鮮による日本人拉致問題を抱える我が国が国際刑事裁判所ローマ規程の締約国になることには大きな意味が認められる。

また、二〇〇九年に招集されるローマ規程の検討会議では、侵略犯罪の定義等の整備のほか、テロ犯罪及び麻薬犯罪について、管轄犯罪に含めるか否かを検討することが予定されている。

我が国がローマ規程に加入した暁には、本規程の見直しをはじめ、まだ発展途上にあるこの裁判所の運営及び活動に対し、締約国として国際社会に対し明確なビジョンを示し、最大限の貢献を行っていく必要がある。

これを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 国際刑事裁判所の運営等に対し、最大扨出国にふさわしい発言権の確保に努めつつ、裁判官及び検察官をはじめとする裁判所職員の輩出のために人材の発掘及び育成にかかわる体制を強化すること。

一 国際刑事裁判所の設立に関するローマ規程に基づき国際刑事裁判所が管轄権を有し、かつ、管轄権を行使し得る重大な犯罪について、国内で捜査し訴追し、かつ、処罰するための体制及び運用の確保に努めること。

一 国際刑事裁判所からの協力要請に適切に応えられるよう、我が国の刑事司法制度のさらなる信頼性向上に常に努めること。

一 国際刑事裁判所が管轄する犯罪に対する法の支配を徹底させるため、対象犯罪の予防及び厳正な処罰に向けた取組を国際社会に広く行き渡らせるよう努めること。

一 国際刑事裁判所に対する協力において、証人として国内受刑者を移送する制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、手続、移送期間及び方法等について十分な説明を行うとともに、移送の決定に際しては、受刑者本人の意思を十分尊重するよう努めること。

一 国際刑事裁判所に対する協力において、被疑者として引渡犯罪人を引き渡す制度の運用に当たっては、引渡犯罪人に対し、制度の趣旨、手続及び方法等について十分な説明を行うとともに、引渡しの決定に際しては、本法に規定された要件及び手続を厳守すること。

一 我が国から移送又は引渡しをされた受刑者又は引渡犯罪人が、国際刑事裁判所において、ローマ規程で保障された人権基準を満たす取扱いを受けることを確保すること。

右決議する。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一九年四月二七日）

○田浦直君 ただいま議題となりました条約及び法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案は、ローマ規程の我が国による締結に伴い、同裁判所が管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及び同裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、規程に定める重大犯罪の中に国内法上処罰できない行為があることと憲法との関係、集団殺害など重大な犯罪を国内法上の犯罪とする必要性、二〇〇九年の規程の検討会議に向けての我が国の対応方針、規程で定める被疑者、被告人などの保護規定の国内法担保等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、国際刑事裁判所ローマ規程は全会一致をもって承認すべきものと決定し、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。